



議案番号	議案名	上程日	議決日	結果
議第 71 号	美濃市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	12月4日	12月21日	可決
議第 72 号	美濃市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について	12月4日	12月21日	可決
議第 73 号	美濃市立美濃病院における個人番号カードの利用に関する条例について	12月4日	12月21日	可決
議第 74 号	美濃市上水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例について	12月4日	12月21日	可決
議第 75 号	令和5年度美濃市一般会計補正予算（第9号）	12月21日	12月21日	可決
議第 76 号	令和5年度美濃市病院事業会計補正予算（第4号）	12月21日	12月21日	可決
議第 77 号	美濃市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	12月21日	12月21日	可決
市議第1号	美濃市議会議員の請負の状況の公表に関する条例について	12月21日	12月21日	可決

-----

承第 6 号 専決処分の承認について

令和5年度美濃市一般会計補正予算（第6号）

(内容) 補正額 290,500 千円  
補正後の額 10,930,587 千円

承第 7 号 専決処分の承認について

令和5年度美濃市一般会計補正予算（第7号）

(内容) 補正額 141,125 千円  
補正後の額 11,071,712 千円

議第 6 2 号 令和5年度美濃市一般会計補正予算（第8号）

(内容) 補正額 171,191 千円  
補正後の額 11,242,903 千円

**議第63号 令和5年度美濃市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）**

（内容）補正額	3,575	千円
補正後の額	2,538,455	千円

**議第64号 令和5年度美濃市介護保険特別会計補正予算（第3号）**

（内容）補正額	1,937	千円
補正後の額	2,138,187	千円

**議第65号 令和5年度美濃市病院事業会計補正予算（第3号）**

（内容）	補正額	補正後の額
収益的収入	45,339 千円	2,776,434 千円
収益的支出	63,661 千円	2,988,702 千円

**議第66号 令和5年度美濃市上水道事業会計補正予算（第2号）**

（内容）	補正額	補正後の額
収益的支出	5,000 千円	384,657 千円

**議第67号 令和5年度美濃市下水道事業会計補正予算（第1号）**

（内容）	補正額	補正後の額
資本的支出	2,500 千円	683,677 千円

**議第68号 美濃市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例について**

（制定趣旨）

行政手続の利便性の向上のため、条例等に基づく手続について、書面での手続に加え、デジタルにより手続を行うことができるよう条例を制定するもの。

（主な制定内容）

- 1 電子情報処理組織（インターネット等で市と申請者のパソコン等をつなぐ方法）による申請等について（第4条）
  - ・ 条例等に基づく申請等について、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができることを規定する。
  - ・ 手数料等について、電子情報処理組織を使用する方法により納付することができることを規定する。
- 2 添付書類の省略（第9条）
  - ・ 申請等をする者に係る添付書類について、電子情報処理組織を使用して、入手し、又は参照することができる場合には、添付する必要がないことを規定する。
- 3 関係条例の改正（附則第2項）
  - ・ 美濃市印鑑条例（昭和52年美濃市条例第5号）との整合性を保つため、所

要の改正を行う。

(施行期日)

令和6年1月1日

## 議第69号 美濃市印鑑条例の一部を改正する条例について

(改正趣旨)

個人番号カード等を使用し、窓口や多機能端末機で印鑑登録証明書を交付することができるよう改正するもの。

(主な改正内容)

1. 窓口での印鑑登録証明書の交付について（第10条第4項）
  - ・本人が、窓口で個人番号カードを使用し、印鑑登録証明書の交付を受けることができる規定を追加する。
2. 多機能端末機での印鑑登録証明書の交付について（第10条の3）
  - ・利用者証明用電子証明書（パスワードを用い、ログインした者が利用者本人であることを証明するもの。）が記録された個人番号カード又は移動端末設備（スマートフォン等）を使用し、多機能端末機で印鑑登録証明書の交付を受けることができる規定を追加する。

(施行期日)

令和6年2月26日

## 議第70号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

(改正趣旨)

令和5年8月7日付け人事院勧告による国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）の改正を踏まえ、期末手当の規定を改正するもの。

(改正内容)

議会の議員の期末手当支給率の改定

期末手当支給月数を0.100月分引き上げる。

○令和5年度（令和5年度は12月支給分で調整）

- ・ 6月支給期末手当 2.175月分
- ・ 12月支給期末手当 2.175月分（+0.100月分）  
→2.275月分

○令和6年度以降

- ・ 6月支給期末手当 2.175月分（+0.050月分）  
→2.225月分

- ・ 1 2月支給期末手当 2. 1 7 5月分 (+ 0. 0 5 0月分)  
→ 2. 2 2 5月分

(施行期日)

- 1 令和5年度支給分 公布の日 (令和5年12月1日適用)
- 2 令和6年度以降支給分 令和6年4月1日

## 議第71号 美濃市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

(改正趣旨)

令和5年8月7日付け人事院勧告による国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)の改正を踏まえ、期末手当の規定を改正するもの。

(改正内容)

特別職の職員の期末手当支給率の改定

期末手当支給月数を0. 1 0 0月分引き上げる。

○令和5年度(令和5年度は12月支給分で調整)

- ・ 6月支給期末手当 2. 1 7 5月分
- ・ 1 2月支給期末手当 2. 1 7 5月分 (+ 0. 1 0 0月分)  
→ 2. 2 7 5月分

○令和6年度以降

- ・ 6月支給期末手当 2. 1 7 5月分 (+ 0. 0 5 0月分)  
→ 2. 2 2 5月分
- ・ 1 2月支給期末手当 2. 1 7 5月分 (+ 0. 0 5 0月分)  
→ 2. 2 2 5月分

(施行期日)

- 1 令和5年度支給分 公布の日 (令和5年12月1日適用)
- 2 令和6年度以降支給分 令和6年4月1日

## 議第72号 美濃市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

(改正趣旨)

令和5年8月7日付け人事院勧告による国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)の改正を踏まえ、給料月額及び期末手当等の規定を改正するもの。

(主な改正内容)

- 1 美濃市職員の給与に関する条例(昭和29年美濃市条例第6号)の一部改正
  - (1) 給料表の改定
    - ・ 行政職給料表(一)について、平均1. 1%引き上げる。

- ・ 初任給について、一般職 大卒程度は11,000円、一般職 高卒程度は12,000円引き上げる。
- ・ 医療職給料表（一）、（二）、（三）を行政職給料表（一）との均衡を基本に引き上げる。

(2) 期末手当支給率の改定

支給月数を0.050月分引き上げる。

○令和5年度（12月支給分で調整）

- ・ 6月支給分 1.2月分
- ・ 12月支給分 1.2月分（+0.050月分）→1.250月分

○令和6年度以降

- ・ 6月支給分 1.2月分（+0.025月分）→1.225月分
- ・ 12月支給分 1.2月分（+0.025月分）→1.225月分

(3) 勤勉手当支給率の改定

支給月数を0.050月分引き上げる。

○令和5年度（12月支給分で調整）

- ・ 6月支給分 1.0月分
- ・ 12月支給分 1.0月分（+0.050月分）→1.050月分

○令和6年度以降

- ・ 6月支給分 1.0月分（+0.025月分）→1.025月分
- ・ 12月支給分 1.0月分（+0.025月分）→1.025月分

2 美濃市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(令和4年美濃市条例第1号)の一部改正

(1) 特定任期付職員の給料表の改定

(2) 特定任期付職員の期末手当支給率の改定

期末手当支給月数を0.100月分引き上げる。

○令和5年度（令和5年度は12月支給分で調整）

- ・ 6月支給期末手当 1.650月分
- ・ 12月支給期末手当 1.650月分（+0.100月分）  
→1.750月分

○令和6年度以降

- ・ 6月支給期末手当 1.650月分（+0.050月分）  
→1.700月分
- ・ 12月支給期末手当 1.650月分（+0.050月分）  
→1.700月分

3 美濃市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例（令和元年美濃市条例第6号）の一部改正

(1) フルタイム会計年度任用職員の給料表の改定

給料月額について平均2.06%引き上げる。

(施行期日)

公布の日（令和6年度以降に支給する期末・勤勉手当に係る改定及びフルタイム  
会計年度任用職員の給料表の改正は、令和6年4月1日施行）

公布の日に施行する規定のうち、一般職及び任期付職員の給料表、期末手当及び  
勤勉手当の改正は、令和5年4月1日から適用する。

### 議第73号 美濃市立美濃病院における個人番号カードの利用に関する条例について

(制定趣旨)

美濃病院利用者の利便性向上のため、個人番号カードのICチップの空き領域  
を利用することについて、行政手続における特定の個人を識別するための番号の  
利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第18条の規定に基づき、この  
条例を制定するもの。

(主な制定内容)

1 利用事務について規定する（第2条）

- ・利用事務は、病院における健康保持に必要な医療を提供する事務とする。

2 利用手続について規定する（第3条）

- ・個人番号カードを利用して医療の提供を受けたい者は、市長に申請しなければ  
ならない。

3 利用の中止について規定する（第4条）

- ・市長は、個人番号カードを利用した医療提供の中止の申出があったときは、  
個人番号カードに記録された情報を削除するものとする。

(施行期日)

令和6年3月1日

### 議第74号 美濃市上水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正す る条例について

(改正趣旨)

地方自治法（昭和22年法律第67号）の改正に伴い、引用条項にずれが生じ  
るため、その改正を行うもの。

(改正内容)

1. 美濃市上水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例

- ・上下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について引用する条項  
ずれを解消するもの。
- ・地方自治法第243条の2の2第8項 → 第243条の2の8第8項

2. 美濃市病院事業の設置等に関する条例

- ・病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について引用する条項ず  
れを解消するもの。
- ・地方自治法第243条の2の2第8項 → 第243条の2の8第8項

### 3. 美濃市監査委員条例の一部改正

- ・監査委員が監査に着手すべき請求又は要求に関する規定中、職員の賠償責任の有無等を決定することについて引用する条項ずれを解消するもの。
- ・地方自治法第243条の2の2第3項 → 第243条の2の8第3項

(施行期日)

令和6年4月1日

### 議第75号 令和5年度美濃市一般会計補正予算（第9号）

(内容)

補正額	24,747	千円
補正後の額	11,267,650	千円

### 議第76号 令和5年度美濃市病院事業会計補正予算（第4号）

(内容)

	補正額	補正後の額
収益的収入	12,200 千円	2,788,634 千円

### 議第77号 美濃市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

(改正趣旨)

地方税法（昭和25年法律第226号）の改正に伴い、本市の国民健康保険に加入している者が出産する（した）場合に、産前産後期間に係る所得割額及び被保険者均等割額の減額に関する規定を設ける必要があるため、所要の改正を行うもの。

(主な改正内容)

- 1 被保険者が出産する（した）場合に、所得割額及び被保険者均等割額を減額する規定を新たに設ける。

○減額する額

- ・単胎妊娠の場合 出産予定月の前月から翌々月までの4月分の所得割額及び被保険者均等割額
- ・多胎妊娠の場合 出産予定月の3月前から翌々月までの6月分の所得割額及び被保険者均等割額

- 2 減額を受けるための届出方法等について規定する。

(施行期日)

令和6年1月1日

### 市議第1号 美濃市議会議員の請負の状況の公表に関する条例の概要

(制定趣旨)

地方自治法（昭和22年法律第67号）の改正により、議会の議員個人による地方公共団体からの請負に関する規制が緩和されたことを踏まえ、議員個人の請負状況

の報告及び公表等に関する条例を新たに制定するもの。

(主な制定内容)

- 1 請負状況の報告等に関すること (第2条)
- 2 報告の一覧の公表等に関すること (第3条)
- 3 報告等の保存及び閲覧等に関すること (第4条)

(施行期日)

公布の日 (令和5年4月1日に始まる会計年度における請負から適用)